

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
宮崎 政久氏（自民）

問1 保岡興治先生の司法制度改革に対する思いと本法案改正の趣旨について、大臣の見解如何。

（議員は、保岡興治先生の司法制度改革に係るご尽力は議員自身で説明するので、大臣には保岡先生との思い出を一つと、今回の法改正の簡潔な趣旨について答えていただきたいとのこと。）

（答）

1. （保岡先生の略歴）

（参考）

平成9年 自民党「司法制度特別調査会」が発足。後に会長に就任。

平成11年 自民党「司法制度調査会」が発足。会長に就任（法務大臣就任まで）

平成12年 法務大臣に就任（第2次森内閣：7/4就任、12/5退任）

平成13年 自民党「司法制度調査会」会長に再任

平成17年 自民党「司法制度調査会」最高顧問に就任

平成20年 法務大臣に就任（2回目：福田内閣、8/2就任、9/24退任）

平成29年 法曹養成制度に関する与党打ち合わせ会共同呼びかけ人

2. （保岡先生との思い出）

3. 今回の改正案において、法科大学院教育の充実、3プラス2と在学中受験の導入による時間的・経済的負担の軽減、そして法務省と文科省による定員管理を通じた予見可能性の担保を図りたいと考えています。

4. これらにより、法科大学院への信頼を回復し、法曹志望者の増加を図ってまいりたいと考えています。

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

宮崎 政久氏（自民）

問2 3プラス2を導入、標準化させるに当たって法科大学院教育をどのように充実していくのか。

（答）

1. 法科大学院教育の充実は喫緊の課題であることから、今回の改正案において、大学の責務に係る規定の改正により、
 - ・司法試験で共通して問われる学識とその応用能力
 - ・司法試験の選択科目として問われる専門的な法律の分野に関する学識とその応用能力等を涵養すべき学識等として規定したところです。
2. また、今回の改正案において、法科大学院の教育課程や成績評価・修了認定の基準・実施状況等の公表を義務付けるとともに、今後文部科学省令において、在学中受験者の人数や、その合格率についても、各法科大学院に公表を義務付けることを検討しており、在学中受験を念頭に置いた教育課程の質の担保を図ることを考えております。
3. さらに、在学中受験の導入に当たっては、在学中受験をするまでに、司法試験で求められる学識等を法科大学院教育を通じて確実に涵養することが必要であり、それに対応した教育課程が各大学院において組まれることが必要です。

4. カリキュラムの見直しは法科大学院における十分な検討が必要であり、司法試験との有機的な連携も求められるものであることから、司法試験の在り方の検討状況を注視しつつ、関係者の御理解を得ながら、段階的かつ体系的なカリキュラムの在り方について、中央教育審議会法科大学院等特別委員会等において、具体的な検討を進めてまいります。

5. これらにより、法科大学院教育の充実を図り、制度が安定的に運用されるにしたがってできる限り多くの学生が3プラス2の対象となり、在学中受験を行うことを標準的運用としていきたいと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

宮崎 政久氏（自民）

問3 法学部と法科大学院教育との連携はどのように図っているのか。

（答）

1. 法学部の連携法曹基礎課程（「法曹コース」）に在籍する学生は、学部段階から法曹となる高い意欲を有していることから、その意欲に応じた学修機会が確保されていることは重要であると考えています。
2. 本年1月に中央教育審議会法科大学院等特別委員会で取りまとめた考え方においても、法曹コースの教育課程に関して、①共同開講科目の開設や、②科目等履修の活用など、協定先の法科大学院既修者コースとの円滑な接続を図るための措置が講じられていることが、法曹養成連携協定の文部科学大臣の認定において必要であることが示されています。

（参考）「法曹コース」に関する考え方（平成31年1月28日 中教審法科大学院等特別委員会）より抜粋
文部科学大臣による認定の要件

- ② 法曹コースの教育課程が、以下（イ）及び（ロ）も含め、協定先の法科大学院既修者コースの教育課程と円滑に接続するよう、一貫的・体系的なものとして編成されていること。
- （イ） 法科大学院の法律基本科目に相当する科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）が開設されており、協定先の法科大学院既修者コースの学修に円滑に接続するために必要な基礎的な学識及び能力を修得させる科目が必修科目とされていること。
- （ロ） 協定先の法科大学院既修者コースとの円滑な接続を図るための措置（法科大学院教育の導入として法情報調査に関する科目や少人数かつ双方向・多方向授業を行う科目のほか、共同開講科目の開設、科目等履修の活用など）が講じられていること。

3. 文部科学省としては、法案が成立した際には、当該議論を踏まえ、大臣の認定要件を定める文部科学省令において、「法科大学院との共同開講科目の開設や、科目等履修の活用など法科大学院の既修者が学修する内容についても履修することができるよう、科目の開設や履修において適切に配慮すること」などを規定することを予定しており、法曹コースと法科大学院が円滑に接続するよう必要な規定の整備を図ってまいります。

() 【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

宮崎 政久氏（自民）

問4 3プラス2を標準化するに当たっては、学士の資格が得られる「早期卒業」を原則とすべきであり、そのためには「早期卒業」の運用に関する平成11年通知を改める必要があると考えるが、文部科学省の見解如何。

(答)

1. 早期卒業に関しては、平成11年度の文科省事務次官通知において「安易な運用により大学教育の質の低下を招かないよう早期卒業の適正な運用の確保」を求めてきたところであり、その趣旨は、早期卒業が、原則とされる4年での学部卒業の例外であることから、厳格な運用を求めてきたものです。
2. 一方、本年1月に中央教育審議会法科大学院等特別委員会で取りまとめた考え方においては、
 - ①法曹養成基礎課程（法曹コース）においては、早期卒業制度を活用することが期待されることから、大学が学部3年終了時までに必要な学識等を修得させることが可能となる教育課程を編成すること、
 - ②法曹コースにおいては、当該コースの学生が法学部3年次終了後に早期卒業等により法科大学院既修者コースへ入学できるよう、早期卒業制度等を適切に運用することが示されたところです。
3. 文部科学省としては、当該中央教育審議会での議論を踏まえ、早期卒業を前提とした教育課程において法科大学院との連携のもと充実した教育が行われるよう、しっかりと周知徹底してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
宮崎 政久氏（自民）

問5 本法改正に当たって、大臣の見解如何。
(同旨 法務副大臣)

(答)

1. 法曹のようなプロフェッショナルは、しっかりととしたプロセスの中で、実務力や実践力も含めて養成していくことが重要であると考えております。
2. 法科大学院制度は、プロセスとしての法曹養成の中核となるものですが、志望者が激減している状況にあり、一人でも多くの有為な若者に自信を持って法曹を志望していただけるよう、法曹養成制度を再構築していくことは喫緊の課題であると認識しております。
3. 今回の改革案は、①法科大学院教育の充実とともに、②3プラス2による時間的・経済的負担の軽減、③法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度の実現を内容とするものであり、我が国の法曹養成において非常に大きな意義があると考えております。
4. 文部科学省としては、この法改正を通じて、法科大学院における教育の充実と優れた法曹人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

中野 洋昌氏（公明）

問1 法科大学院の志願者が激減しており、そして法曹志願者も激減しているが、法科大学院志願者激減の理由如何。

（答）

1. 法科大学院制度は、当初は、司法試験合格者3,000人を目指し、法科大学院修了者の7～8割が合格できる教育を行うこととされました。
2. しかしながら、法科大学院志願者が制度設立当初（平成16年度）は72,800人おり、法科大学院が最大74校あったところ、平成31年度の法科大学院志願者は9,117人に、募集継続する法科大学院は36校に、それぞれ激減しているところです。
3. また、司法試験合格者数3,000人の数値目標は撤回され、現在は当面1,500人程度は輩出されるよう、必要な取り組みを進めることとされているところです。
4. このように、法科大学院志望者の激減などを招いた原因としては、
①法科大学院修了者の司法試験合格率が2～3割と低迷（募集継続校36校の累積合格率は全体で7割弱、既修者で8割弱、未修者で5割弱）したこと、
②平成30年度に実施した法学部学生に対するアンケート調査結果でも分かるように、法曹資格取得までに時間的・経済的負担がかかることが、法曹を志望するうえでの大きな不安や迷いの一つとされていることなどが挙げられると認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

更問あり

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
中野 洋昌氏（公明）

問2 法科大学院制度を導入したことの評価と総括について、大臣の認識如何。

（答）

1. 法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度は、平成16年度、質・量ともに豊かなプロフェッショナルとしての法曹の養成を目指して導入され、その後15年が経過した今、幅広い分野や司法過疎地域で活躍する弁護士等が増加するなど、一定の成果を上げてきたところです。
2. しかし、制度発足時に法科大学院の参入を広く認めた結果、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、司法試験合格者数についても、当初の目標が実現できない中、法科大学院修了者の合格率が全体として低迷する事態となっています。
また、法曹を目指す多くの学生も、時間的・経済的負担が大きいと感じるようになっています。
3. こうした状況の下、法曹志望者は、大幅な減少を招く状況となっていることから、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、法科大学院教育の向上等について、平成30年度までを集中改革期間として定め、文部科学省として取り組んできたところです。

4. このように、法科大学院を中心とする法曹養成制度は、
当初の見込みとは異なる状況を生み出しており、こうした
課題を解消するために、プロセスとしての法曹養成制度は
引き続き重要であるとの認識のもと、法科大学院教育の改
善・充実に取り組んでまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
中野 洋昌氏（公明）

問3 法科大学院制度における課題を克服し、法科大学院への信頼を回復するために、どういった方策をとるのか。

（答）

1. 今回の改正案において、法科大学院教育の充実とともに、時間的・経済的負担の軽減を図りたいと考えています。具体的には、今回の改革案においては、
 - ①法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力をはじめ、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定することに加え、
 - ②学部の早期卒業を前提とした法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）を制度化するとともに、在学中受験資格による司法試験受験を可能とし、
 - ③法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定を新設し、法科大学院の定員管理の仕組みを設けることとしています。
2. これにより、
 - ①法科大学院教育の充実が図られるとともに、
 - ②これまでより2年程度短縮し最短約6年間で学部入学から法科大学院・司法修習を経て法曹資格を取得することができ、時間的・経済的負担が軽減され、
 - ③法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度を実現することが可能となります。
3. これらにより、法科大学院への信頼が回復し、法曹志望者の増加につながると考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

中野 洋昌氏（公明）

問4 法曹を目指す学生は、経済的負担が大きい。法科大学院に在学する学生に対して、どういった経済的支援を行っていくのか。

（答）

1. 最新の実績値である平成29年度のデータでは、法科大学院在籍者4,755人のうち、48.5%に当たる2,305人が、大学が独自に実施する給付型奨学金や授業料減免、または日本学生支援機構の貸与型奨学金などの経済的支援を受けており、その内訳は、

- ・給付型奨学金や授業料減免を受けていた学生：

全体の18.8%に当たる895人

- ・給付型奨学金や授業料減免と貸与型奨学金を併用していた学生：

全体の15.3%に当たる725人

- ・貸与型奨学金のみを受けていた学生：

全体の14.4%に当たる685人

となっています。

2. また、貸与型奨学金を受けていた学生のうち、243人が日本学生支援機構の返還免除（全額又は半額）の対象となったところです。

3. 今後とも、意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することがないよう、授業料減免や奨学金の充実に努めてまいります。

（参考）平成30年度入学者選抜を実施した法科大学院の授業料（年額）の平均額

国立大学 80.4万円、私立大学 97.6万円

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

中野 洋昌氏（公明）

問5 在学中受験の導入に際して、法科大学院のカリキュラムや選択科目を含めた司法試験の内容をこのままにしておくと問題が生じると考える。受験者の負担を考えたときに、カリキュラムや司法試験は今後どうしていくのか。

（同旨 法務省）（議員は、カリキュラムについては文科省、司法試験については法務省が答弁してほしいとの認識。）

（答）

1. 司法試験を法科大学院在学中受験資格により受験しようとする者は、法科大学院の最終年次における受験の前までに、司法試験で課される法律基本科目や選択科目など、法務省令で定める科目について一定の単位を修得する必要があります。

2. 選択科目に相当する科目について、各法科大学院における現在の開設状況を見ると、選択科目で問われる全8分野について既修1年次（未修2年次）から履修が可能となっている例がある一方で、見直しが必要な例もあるところです。

（参考1）神戸大学法科大学院のカリキュラム（平成30年度）

- ・国際公法は4単位で、既修1年（未修2年）で履修可。
- ・国際公法以外の7科目は、概ね合計6単位【講義4単位（知的財産法は6単位）+リサーチ&ライティングゼミ（事例に基づく問題演習）2単位】であり、講義科目の多くは既修1年（未修2年）で履修可。

（参考2）早稲田大学法科大学院のカリキュラム（平成30年度）

- ・選択科目相当科目は概ね合計6単位であるが、既修1年（未修2年）で履修可能なのは、租税法2単位、知的財産法4単位、国際公法2単位、国際私法2単位。

3. このように、一部の大学でカリキュラムの見直しは必要となると考えますが、在学中受験の前までに必要な単位を修得できるカ
リキュラムの編成は可能であると認識しています。
4. もっとも、カリキュラムの編成は法科大学院における十分な検討が必要であり、司法試験との有機的な連携も求められるものです。
5. したがって、司法試験の在り方の検討状況を注視しつつ、関係者
者の御理解を得ながら、選択科目の履修のあり方（科目数や単位
数）などについて、中央教育審議会法科大学院等特別委員会等に
おいて、具体的な検討を進めてまいります。

() 【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

中野 洋昌氏（公明）

問6 今回在学中受験が可能となり、現在でも合格率が低い未修者や社会人などは、より司法試験に合格しにくくなるのではないかと考えるが、未修者や社会人に対してはどのような配慮をしていくのか。

（答）

1. 多様なバックグラウンドを有する者が法律に関する分野での知見を活かせるようにすることが一層求められており、今後とも、法科大学院において、未修者や社会人など多様な人材を法曹として養成するという役割は重要であると考えております。
2. そのため、法改正と併せた改革として、
①未修者教育、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分の継続や、
②各法科大学院が共通して客観的に進級判定に活用する「共通到達度確認試験」の本年度からの本格実施といった取組を推進してまいります。
3. また、各法科大学院においても、未修者コースで在学中受験を希望する学生が、在学中受験できるような教育課程を組むなどしっかりと対応する必要があり、この点を含め未修者教育の改善方策について、中央教育審議会法科大学院等特別委員会等において議論をいただくことを考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

中野 洋昌氏（公明）

問7 今後、法科大学院の無い地方の学生は、法曹を目指さなくなるのではないか。地方の学生が法曹を目指すようにしていくための方策如何。

(答)

1. 今回制度化する法学部3年（法曹コース）と法科大学院既修者コース2年のルート（3プラス2）は、法学部を設置する大学が、自大学又は他大学が設置する法科大学院と連携し、円滑に接続する教育課程を編成することを促進するものです。
2. 有為な人材を幅広く集め、質・量ともに豊かな法曹を養成することは重要であり、法科大学院を設置していない大学との連携を確保することも期待され、特に、地方の法科大学院の募集停止が相次ぐ中、法科大学院が存在しない地域との大学との連携は、地方における法科大学院への進学機会の確保の観点から、必要性が高いと認識しています。
3. 既に、文部科学省が把握しているところでは、大学間で、計14の協議が開始されており、例えば、神戸大学法科大学院については、複数の地方大学が接続する法曹コースの設置を目指しております。
4. 中央教育審議会における議論や法曹コースの制度化を見据え、法科大学院を設置していない地方大学においても、法学部に法曹コースを設置する検討が進められており、こうした各大学の取組を拡げていくことは重要なと考えています。

5. 中央教育審議会における議論を踏まえ、法科大学院における入学者選抜について、地方大学から当該法科大学院を専願する者を対象とする選抜枠を設定することを認める方向で検討しているところです。

※ 法案が成立した後、ガイドライン等で規定することを検討。

(参考) 「法曹コース」の制度化を見据えた大学間協定（法科大学院—他大学法学部）の例

平成 30 年 12 月 21 日	東北大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 01 月 24 日	中央大学法科大学院・信州大学経法学部
平成 31 年 01 月 25 日	神戸大学法科大学院・鹿児島大学法文学部
平成 31 年 01 月 25 日	中央大学法科大学院・鹿児島大学法文学部
平成 31 年 01 月 28 日	神戸大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 01 月 29 日	中央大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日	神戸大学法科大学院・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日	九州大学法科大学院・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日	早稲田大学大学院法務研究科・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日	中央大学法科大学院・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 04 日	慶應義塾大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 02 月 06 日	早稲田大学大学院法務研究科・新潟大学法学部
平成 31 年 02 月 28 日	早稲田大学大学院法務研究科・明治学院大学法学部
平成 31 年 03 月 04 日	早稲田大学大学院法務研究科・信州大学経法学部

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED] (携帯)[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

黒岩 宇洋氏（立憲）

問想定1 法科大学院修了生の司法試験合格率の低迷について、文部科学省の見解如何。

（答）

1. 制度発足時に法科大学院の参入を広く認めた結果、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、司法試験合格者数についても、当初の目標が実現できない中、法科大学院修了者の合格率が全体として低迷する事態となっています。
2. また、合格率が低迷していることを踏まえれば、司法試験で求められる資質能力を確実に身につけられる教育を十分に出来ているとは言えないとも考えております。
3. この現状を直視し、法科大学院教育を抜本的に充実するとともに、文科大臣と法務大臣による定員管理を導入することにより、予見可能性の高い法曹養成制度を実現したいと考えております。

（）
【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

黒岩 宇洋氏（立憲）

問想定2 法科大学院修了生の司法試験合格率が低迷していることを踏まえると、法科大学院の設立目的は達成できていないのではないか、文部科学省の見解如何。

（答）

1. 法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は、平成16年度、質・量ともに豊かなプロフェッショナルとしての法曹の養成を目指して導入され、その後15年が経過した今、幅広い分野や司法過疎地域で活躍する弁護士等が増加するなど、法科大学院の設立目的は一定程度の達成されてきたところです。
2. しかし、制度発足時に法科大学院の参入を広く認めた結果、多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、司法試験合格者数についても、当初の目標が実現できない中、法科大学院修了者の合格率が全体として低迷する事態となっています。
また、法曹を目指す多くの学生も、時間的・経済的負担が大きいと感じるようになっています。
3. こうした状況の下、法曹志望者は、大幅な減少を招く状況となるなど、法科大学院を中核とする法曹養成制度は、当初の見込みとは異なる状況を生み出しており、こうした課題を解消するために、プロセスとしての法曹養成制度は引き続き重要であるとの認識のもと、法科大学院教育の改善・充実を図ることを目的として今回の法改正を提案したものです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
黒岩 宇洋氏（立民）

問3 法科大学院修了生の司法試験合格率が低迷していることを踏まえると、司法試験と法科大学院教育の連携が不十分と考えるが、文部科学省の見解如何。（同旨 法務省）

（答）

1. 法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度を実現するために、連携法において、法科大学院教育と司法試験、司法修習が有機的に連携するよう努めることが国の責務と規定されています。
2. しかし、過大な定員規模となったことや、法科大学院修了者の合格率が全体として低迷する事態となり、また、法曹を目指す多くの学生も、時間的・経済的負担が大きい感じるようになるなど、法科大学院を中心とする法曹養成制度は、当初の見込みとは異なる状況を生み出しています。
3. こうした課題を解消するために、文部科学省と法務省がより一層協力し、法科大学院教育と司法試験をより有機的に連携することが必要であると考えています。

次頁あり

4. 具体的には、改正案を通じて

- ①文部科学大臣と法務大臣の協議に基づき、法科大学院の定員の総数を管理することの導入、
- ②法科大学院で履修すべき科目や単位数を専門職大学院設置基準に規定する際に、法務大臣が意見を述べること、
- ③在学中受験資格取得に必要な単位数を法務省令に規定する際に、文科大臣が意見を述べることとすることとしております。

(5. また、司法試験の実施時期を含め、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方についても、関係省庁に加えて、大学関係者や法曹実務家等も構成員とする会議体において、必要な検討が行われるものと考えております。

6. 法科大学院教育と司法試験の有機的連携を強化し、法科大学院教育の改善・充実を進めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

黒岩 宇洋氏（立憲）

問想定4 この法案が成立すれば、大学1年から法曹養成教育を受け、学部3年次終了後に法科大学院に進学し、在学中に、大学入学から4年で司法試験を受験できるようになるが、この制度の必要性及び目的は何か。

（答）

1. 法科大学院については、全体としての司法試験合格率の低迷に加えて、法曹資格取得までの時間的・経済的負担といった要因により、志願者や入学者の減少が続いている。
2. こうした課題を踏まえて、
 - ・法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設による、学部の早期卒業を前提とした法学部3年と法科大学院2年のルートの創設
 - ・一定の要件を満たした法科大学院在学中の者への司法試験の受験資格の付与することにより、教育の充実とともに法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減を図ることを目的とします。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

黒岩 宇洋氏（立憲）

問想定5 この法案が成立すれば、大学1年から法曹養成教育を受け、学部3年次終了後に法科大学院に進学し、在学中に、大学入学から4年で司法試験を受験できるようになるが、この制度の妥当性について大臣の見解如何。（議員は、この制度は法科大学院制度の趣旨の否定ではないかとの認識。）（了）

（答）

1. 法科大学院は、「プロセス」としての法曹養成制度の中核として、質・量ともに豊かなプロフェッショナルとしての法曹の養成を目指して創設されたものです。
2. 今回の改正案は、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する学生が、法学部等において幅広い学修を行いつつ、法科大学院と一貫した教育を受けることができるようとするものであり、法科大学院が、法曹として必要な理論と実務能力を培う場であることは、この制度を導入後も何ら変わるものではありません。
3. むしろ、司法試験を受験する学生にとっては、受験までの学修期間が短縮することになるほか、
 - ・一貫した教育により、司法試験受験前の教育の充実が図られることはもちろん、受験後に、より実務に即し自身の関心に沿った学修を行うことが可能となること
 - ・司法修習生は法科大学院修了が採用要件となることにより、「プロセス」としての法曹養成制度の中核である法科大学院教育の充実に資するものと認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
村上 史好氏（立憲）

問1 本制度改正については、文部科学省だけの問題ではなく、法曹養成制度全体の問題と考えており、連合審査が望ましいと考えるが、大臣の見解如何。

(答)

付託委員会については、国会において御判断いただくものであり、政府としてはコメントを差し控えます。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
村上 史好氏（立憲）

問2 本制度改正により本来の目的が達成できるのか。
法科大学院はどのように変わり、司法制度改革にどのように資すると考えるか、大臣の見解如何。

（答）

1. 法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持しつつ、今回の改正案においては、
 - ①法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力をはじめ、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定することに加え、
 - ②学部の早期卒業を念頭においた法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）を制度化するとともに、在学中受験資格による司法試験受験を可能とし、
 - ③法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定を新設し、法科大学院の定員管理の仕組みを設けることとしています。
2. これにより、
 - ①法科大学院教育の充実が図られるとともに、
 - ②3プラス2のプロセスを標準的に運用して、在学中受験を行い、従来より2年程度短縮し、最短6年間で法曹資格を取得することができ、時間的・経済的負担が軽減され、
 - ③法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度を実現することが可能となります。
3. これらにより、法科大学院への信頼が回復し、一人でも多くの有為な若者が司法制度を支える法曹を目指すことにつながるものと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
村上 史好氏（立憲）

問3 大臣は弁護士資格を有しているが、司法制度改革の議論が開始された1990年代から、2004年の法科大学院の開校、2006年の新司法試験の開始、2011年の司法試験予備試験の開始に関して、大臣の見解如何。

（答）

1. 21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹の養成を目指すにあたり、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書において、

①先進諸国と比較して、法曹人口が少なく、今後の法曹需要の増大への対応が急務とされているが、大幅な合格者数の増について質を維持しつつ図ることが困難であるという「量的な問題」や

②司法試験の競争激化のため、受験予備校への依存が顕著であり、法曹の資質の確保に重大な影響があるという「質的な問題」が指摘されており、

専門的な法知識を確実に習得させ、発展させていく創造的な思考力、法的分析能力や法的議論の能力等を育成するには法科大学院において教育を行うことが効果的であるとされていました。

2. こうした状況を踏まえ、従来の点のみによる選抜から、プロセスとしての法曹養成制度を新たに整備し、その中核を成すことを目的として法科大学院は平成16年に創設されたものです。

(更に予備試験について問われた場合)

1. 平成 23 年に開始した予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであり、そのような制度趣旨を踏まえれば、制度自体の必要性はあると認識しています。
2. 文部科学省としては、今回の法科大学院改革をしっかりと進めることが最優先であり、予備試験については、その実施状況等を踏まえ、法務省において必要な検討が行われるべきものであると考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
村上 史好氏（立憲）

問4 今回の制度改正は、なぜ法科大学院のみを取り上げ、他の問題は横に置いているのが疑問である。法務省との連携をどのように取り、法科大学院や法曹養成制度全体にどのような改善が期待できると考えるか。法曹養成に向けて、司法試験の合格者と合格率に数値目標はあるのか。

（答）

1. 今回の改革案においては、法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力をはじめ、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定し、法科大学院教育の充実を図るものです。
2. これにより、
 - ①司法試験で問われる科目（法律基本科目や選択科目に相当する科目）を司法試験に先立って学び、在学中に司法試験に合格できるような環境を整備するとともに、
 - ②より実務に即し自身の関心に沿った内容の科目（展開先端科目）を司法試験後に学ぶことにより、学生のニーズに基づき多様な学修も可能となると考えます。
3. また、法務省と連携して法科大学院の定員を管理していくほか、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方についても、関係省庁のほか、大学関係者や法曹実務家等を構成員とする会議体において必要な検討が行われるものと考えております。

次頁あり

4. なお、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、累積合格率が概ね7割以上合格できるよう充実した教育を目指すこととされており、文部科学省において、法科大学院教育の充実を目指しながら、法科大学院への入学者数や司法試験合格率といった数値目標を設定して、継続的に把握・検証を行っていく必要があると考えています。

()
【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
村上 史好氏（立憲）

問5 法科大学院制度により大学の責務や負担が増大する中、法曹への志を持つ者に対して、法科大学院は魅力があるものとなり得るのか。

（答）

1. 今回の改革案においては、法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力をはじめ、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定し、法科大学院教育の充実を図るものです。
2. これにより、
 - ①司法試験で問われる科目（法律基本科目や選択科目に相当する科目）を司法試験前に学び、確実に合格できる環境を整備するとともに、
 - ②より実務に即し自身の関心に沿った内容の科目（展開先端科目）を司法試験後に学ぶことにより、学生のニーズに基づき多様な学修も可能となると考えます。
3. このように、今回の改正案を通じて、法科大学院教育の充実を図り、もって法科大学院の魅力を回復し、法曹志望者の增加につながると考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
村上 史好氏（立憲）

問7 法科大学院で常態化している定員割れの原因は何か。また、大臣として現状をどう考えているか。

（答）

1. 平成31年度に募集継続している法科大学院36校のうち、約8割の29校が入学定員を充足していない状況にあります。
2. 法科大学院の定員割れを招いた原因としては、
①法科大学院修了者の司法試験合格率が2～3割と低迷していること
②平成30年度に実施した法学部学生に対するアンケート調査結果でも分かるように、法曹資格取得までに時間的・経済的負担がかかることが、法曹を志望するうえでの大きな不安や迷いの一つとされていること
などが挙げられ、これらの状況は解決すべき喫緊の課題であると認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
村上 史好氏（立憲）

問8 法科大学院制度がスタートした際、司法試験の合格率が70%程度との触れ込みで、入学者数も多かった。しかし、その後の実態は触れ込みどおりではなく、法科大学院においては定員削減を行ってきたが、国としてはどのような対応を取ってきたのか。

（答）

1. 平成16年4月、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度が導入されましたが、新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていたことから、平成25年7月より、法曹養成制度改革推進会議において、そのあり方について検討を行いました。
2. 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、教育の質の向上や組織の見直しなどの方策を行うこととされたところです。
3. 文部科学省では、こうした取り組みを進める大学に対して、メリハリある予算配分などの支援を行ってきたところですが、さらに、法科大学院教育の充実と、時間的・経済的負担の軽減を図るため、今国会に法案を提出させていただいたところです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
村上 史好氏（立憲）

問9 法科大学院間の著しい格差が生じていることについて、大臣の見解如何。

（答）

1. 法科大学院によって、合格率に差があることは認識しています。

（参考）平成30年度合格率（平成31年度募集継続校36校に限る）

最高：一橋大学（60%）、最低：金沢大学（4%）

2. 法科大学院の魅力を回復し、法曹志望者の増加につなげるためには、各法科大学院において修了者が司法試験に合格できるような教育をしっかりと行うことが大事であり、予測可能性の高い法曹養成制度を実現することが重要であると考えます。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
村上 史好氏（立憲）

問10 法科大学院修了者の司法試験合格率が、制度発足当初の目論見から外れていることについて、どのように受け止めているのか。

（答）

1. 制度発足時に法科大学院の参入を広く認めた結果、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、司法試験合格者数についても、当初の目標が実現できない中、法科大学院修了者の合格率が全体として低迷する事態となっています。
2. また、合格率が低迷していることを踏まえれば、司法試験で求められる資質能力を確実に身につけられる教育を十分に出来ているとは言えないとも考えております。
3. この現状を直視し、法科大学院教育を抜本的に充実するとともに、文科大臣と法務大臣による定員管理を導入することにより、予見可能性の高い法曹養成制度を実現したいと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
村上 史好氏（立憲）

問11 法科大学院で学んでも法曹になることが難しい実情がある中、回り道と称されたり、費用対効果の面で不安があると言われることにより、学生が疑心暗鬼になることが考えられるが、この状況に対する大臣の見解如何。

(答)

1. 法曹を志望する学生の多くが、「時間的・経済的負担の大きさ」を不安として示していることを考慮し、今回の改正案により、早期卒業を念頭に置いた法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）を制度化とともに、一定要件を満たした法科大学院在学中の者に司法試験の受験資格を付与することとし、時間的・経済的負担の軽減を図りたいと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
村上 史好氏（立憲）

問12 法科大学院においては、廃止をすることが前提の学生募集停止が相次ぐ流れとなっているが、大学がこのような判断に至った原因はどこにあると考えるか、大臣の認識如何。

（答）

1. 制度発足時に法科大学院の参入を広く認めた結果、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、司法試験合格者数についても、当初の目標が実現できない中、法科大学院修了者の合格率が全体として低迷する事態となっています。
2. このように、法科大学院全体としての司法試験合格率の低迷が続く中、各法科大学院においては、入学者選抜や司法試験の結果等の状況も勘案し、引き続き、法曹養成を担うことが困難であるとの自主的な判断が行われ、学生募集停止を決定されたものと理解しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
村上 史好氏（立憲）

問13 法科大学院生が予備試験に合格することにより法科大学院を退学するといった、司法試験予備試験が本来の目的や趣旨に合っていない運用がなされているのではないかと考えられる状況に対して、大臣の見解如何。

（同旨 法務省）

（議員は、司法試験予備試験の導入趣旨を法務省に質問した上で、本質問を行う。議員の問題意識は、司法制度改革審議会意見書にて述べられている司法試験予備試験の導入趣旨と異なる実態となっており、司法試験予備試験の受験対象者が拡大解釈されているとの認識。）

（答）

1. 予備試験は、司法制度改革審議会において、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるとされたが、平成30年度の予備試験合格者のうち出願時に大学学部又は法科大学院に在学中の者が7割以上であることは承知しています。

（参考）予備試験合格者数（平成30年度）

合格者数 433人

うち 大学学部在学中 170人(39.2%)

法科大学院在学中 152人(35.1%)

その他 111人(25.6%)

次頁あり

2. また、予備試験合格を理由に法科大学院を中退した者は、平成29年度実績で21人いるところです。

(参考)

予備試験合格を理由とした中退：21人（平成29年度）

司法試験合格（予備試験合格資格）を理由とした中退：75人

（平成29年度）

3. 文部科学省としては、今回の法科大学院改革をしっかりと進めることが最優先であり、予備試験については、その実施状況等を踏まえ、法務省において必要な検討が行われるべきものであると考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
村上 史好氏（立憲）

問14 司法試験受験資格の付与は、法科大学院の修了または司法試験予備試験合格であるが、司法試験予備試験の実態を踏まえ、法科大学院の学生数が減少していると考えられるが、見解如何。

（議員は、法科大学院の改革のみで現状の改善がされるのではないという認識。）

（答）

1. 法科大学院の学生数が減少した原因としては、
①法科大学院修了者の司法試験合格率の低迷、
②法曹資格取得までに時間的・経済的負担がかかること、
などが挙げられると認識しています。
2. 一方で、現行、予備試験制度のある中で、今年度の入学者数は増加したところであり、引き続き、入学者数の増加に取り組んでまいります。

（参考）平成31年度入学者数 1,862人（前年度比241人増）

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
村上 史好氏（立憲）

問15 司法試験予備試験の存在により、法科大学院の存在が骨抜きにされているのではないか。法科大学院を中心とする法曹養成プロセスの維持において、司法試験予備試験の在り方も含めた、法曹養成制度改革全体にかかる総合的な議論が抜けているのではないか。
(議員は、法科大学院が衰退している原因の一つに、司法試験予備試験の問題があると考えている。)

(答)

1. 平成27年6月の政府の法曹養成制度改革推進会議決定においては、平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付ける一方、予備試験の在り方については、法科大学院の集中改革の進捗状況に合わせて、法務省において、必要な制度的措置を講ずることを検討するとされています。

(更に問われた場合)

1. 予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであり、そのような制度趣旨を踏まえれば、制度自体の必要性はあると認識しております。

次頁あり

2. 文部科学省としては、法曹を志望する有為な若者が安心して法科大学院に進学することができる環境を整えるため、法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力（司法試験に合格するために必要な学識・能力）を培うための教育を含め、法科大学院教育の充実を図ることが最優先であり、今回の法科大学院改革をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
村上 史好氏（立憲）

問16 法曹養成制度は、法科大学院を中心としたプロセス養成であり、法曹人口の需要などグランドデザインが検討されぬまま、法科大学院改革のみを行えば良いものではないと考える。一方で、司法試験合格率の低迷など、司法制度改革が行われた際に言っていた状況とは乖離がある中、今回の法改正を以て、現状を変えることができると考えるか、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の改正案においては、

- ①法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力をはじめ、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定することに加え、
- ②学部の早期卒業を念頭においた法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）を制度化するとともに、在学中受験資格による司法試験受験を可能とし、
- ③法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定を新設し、法科大学院の定員管理の仕組みを設けることとしています。

2. これにより、

- ①法科大学院教育の充実が図られるとともに、
- ②3プラス2のプロセスを標準的に運用して、在学中受験を行い、従来より2年程度短縮し、最短6年間で法曹資格を取得することができ、時間的・経済的負担が軽減され、
- ③法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度を実現することが可能となります。

次頁あり

3. これらにより、法科大学院への信頼が回復し、一人で
多くの有為な若者が法曹を目指すことにつながるもの
と考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

(

(

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
中川 正春氏（立憲）

問1 法曹を目指す人材の質の低下や司法試験の競争率低下は何に起因していると分析しているのか。（同旨 法務省）

（答）

1. 質・量ともに豊かなプロフェッショナルとしての法曹の養成を目指して法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度が導入された後には、
 - ・裁判実務以外に幅広い分野で活躍する弁護士等が増加するとともに、
 - ・いわゆる司法過疎地と呼ばれる地域が大幅に減少し、国民の法律サービスへのアクセス向上が図られています。
2. このように、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度は、一定の成果を上げており、その導入には十分に意味があったと認識しており、新制度導入後の法曹の質が下がったとは考えておりません。
3. 一方、司法試験の受験者数の大幅な減少は、法科大学院志望者の激減に起因するものと考えており、その原因としては、
①法科大学院修了者の司法試験合格率が2～3割と低迷していること、

（参考）募集継続校36校の累積合格率は全体で7割弱、既修者で8割弱、未修者で5割弱

②平成30年度に実施した法学部学生に対するアンケート調査結果でも分かるように、法曹資格取得までに時間的・経済的負担がかかることが、法曹を志望するうえでの大きな不安や迷いの一つとされていることなどが挙げられると認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
中川 正春氏（立憲）

問2 法科大学院設立の目的如何。

（答）

1. 21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹の養成を目指すにあたり、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書において、

①先進諸国と比較して、法曹人口が少なく、今後の法曹需要の増大への対応が急務とされているが、大幅な合格者数の増について質を維持しつつ図ることが困難であるという「量的な問題」や

②司法試験の競争激化のため、受験予備校への依存が顕著であり、法曹の資質の確保に重大な影響があるという「質的な問題」が指摘されており、

専門的な法知識を確実に習得させ、発展させていく創造的な思考力、法的分析能力や法的議論の能力等を育成するには法科大学院において教育を行うことが効果的であるとされていました。

2. こうした状況を踏まえ、従来の点のみによる選抜から、プロセスとしての法曹養成制度を新たに整備し、その中核を成すことを目的として法科大学院は創設されたものです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
中川 正春氏（立憲）

問3 法科大学院は、法曹人材の質の確保に向けて、どのような形で役割を果たそうとしているのか。

（答）

1. 法科大学院は、「プロセス」としての法曹養成制度の中核として、将来の法曹として必要な理論と実務能力を培う場としての役割を担っており、これまでにも多数の有為な人材を社会に輩出するなど、一定の成果を上げてきたと認識しています。
2. 今回の改正案においては、このような法科大学院の役割は引き続き重要であるとの認識の下、法曹として必要な学識等を段階的・体系的に涵養すべきこと等を法律上明記するなど、法科大学院教育の充実を図ることとしております。
3. 文部科学省としては、法科大学院においては、充実した教育による法曹人材の質の確保とともに、一人でも多くの有為な若者が自信を持って法曹を目指すことができるよう、法曹養成制度の中核としての役割をしっかりと果たしていくことが重要であると考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
中川 正春氏（立憲）

問4 法科大学院の学生に対する奨学金や授業料減免といった現状の経済的支援では不十分ではないのか、大臣の見解如何。

（答）

1. 最新の実績値である平成29年度のデータでは、
法科大学院在籍者4,755人のうち、48.5%に当たる2,305人が、大学が独自に実施する給付型奨学金や授業料減免、または日本学生支援機構の貸与型奨学金などの経済的支援を受けており、このうち、全体の34.1%に当たる1,620人が給付型奨学金や授業料減免を受けているところです。
2. また、貸与型奨学金を受けていた学生のうち、243人が日本学生支援機構の返還免除（全額又は半額）の対象となったところです。
3. このように、法科大学院においては、現在でも充実した経済的支援のメニューが用意され、他の大学院と比較しても多くの学生が支援の対象となっておりますが、今後とも、意欲と能力ある学生が経済的理由により修学を断念することがないよう、授業料減免や奨学金の充実に努めてまいります。

（参考1）平成30年度入学者選抜を実施した法科大学院の授業料（年額）の平均額
国立大学 80.4万円、私立大学 97.6万円

（参考2）国立大学運営費交付金の予算積算上の授業料減免対象者の割合：12%（修士）
日本学生支援機構の無利子奨学金貸与率（平成29年度）

：修士30.5%、法科大学院32.5%

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
中川 正春氏（立憲）

問5 今回の改正のように、経済的理由で学部から大学院のコースを5年間に短縮するような制度化を行うことは本末転倒ではないか。

（議員は、教育の質を保障できるのであれば、従来の養成プロセスのままで、経済的な基盤を充実すればよいのではないかとの認識）

（答）

1. 今回の改正案においては、法曹を志望する学生の多くが「時間的・経済的負担の大きさ」を不安として示していることに考慮し、学部の早期卒業を前提とした法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）を制度化するとともに、法科大学院在学中受験資格による司法試験受験を可能とすることとしています。
2. これにより、これまでより2年程度短縮し最短約6年間で学部入学から法科大学院・司法修習を経て法曹資格を取得することができ、時間的負担も大幅に軽減されることとなります。
3. また、本制度化により、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する学生が、法学部在学段階から、幅広い学修を行いつつ、法科大学院と一貫した教育を受けることができることとなり、質の高い法曹養成の観点から意義のあるものと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

中川 正春氏（立憲）

問6 予備試験や司法試験の予備校への法学部や法科大学院在学者の通塾率はどの程度か。また、費用はどの程度でどのように工面しているのか。（同旨 法務省）

（答）

1. 予備校への通塾率については、学校外における学習状況についての調査であり、大学としても把握が困難であったことから、文科省としても把握していません。
2. なお、費用については、利用状況に応じて異なることから一概にお答えすることは困難ですが、予備校で司法試験の入門講座を受けた場合、一つのコースの総額が100万以上の費用がかかるものがあることは把握しています（その工面方法は把握していないが、本人が支払う場合や保護者が支払う場合など多様な場合があると考えられる）。

（参考1）調査の経緯

平成24年、「どのような調査が行えるか、検討をする」との国会答弁を踏まえて、調査を試みた際、東洋大学以外は実態把握を行っていなかった。

（参考2）平成24年度国會議事録

○河井克行議員

（略）かなりの法科大学院生が司法試験の受験予備校に、これは好きこのんでじゃない、通わざるを得ない現実があるんですよ。これは役所として実態調査をしたことはありますか。

○高井副大臣

文科省としては、法科大学院の学生が受験予備校に通っているかどうかは調査はしております。ただ、学生が自分の力を試すということで受験予備校が行う模擬試験を受けることもあるというふうにも聞いておりますが、役所としては調査はしておりません。

○河井克行議員

これは調査してください。そんな、一過性の模擬試験で力試しなんというレベルじゃないんで
す。受験予備校に同時に通わないと、本来だったら質、量ともに向上すると生みの親たちが約束し
たはずの法科大学院なのに、司法試験に通らなくなってしまっていってしまう。副大臣、実態調査するとい
うことをちょっと約束してください。

○高井副大臣

どのような形で調査が行えるか、ちょっと検討をしてみます。

(【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
中川 正春氏（立憲）

問7 現在、法学部、予備校、法科大学院、予備試験、司法試験という要素がある中で、今後、法曹人材養成をどのように整理していくつもりなのか。

（答）

1. 今回の改正案において、法科大学院を中心とする「プロセス」としての法曹養成制度は引き続き重要であると認識しております。
2. 具体的には、法科大学院教育と司法試験及び司法修習の有機的連携が求められており、より連携を強化し、法科大学院の充実を図りたいと考えています。

（具体例）連携を強化する事項

- ・専門職設置基準に法科大学院で履修すべき科目や単位数を規定することについて法務大臣が意見を述べること
 - ・在学中受験に必要な単位数を法務省令で規定する際に、文科大臣が意見を述べること、
 - ・法務大臣と文科大臣が協議して定員の総数を決めること など
3. また、法科大学院と法学部との関係では、今回の改正案で法曹コースを制度化し、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する学生が、法学部在学段階から、幅広い学修を行いつつ、法科大学院と一貫した教育を受けることができるとすることとするものです。
 4. 今回の改正案により、今まで十分でなかった法学部と法科大学院の連携を強化することとした一方、法科大学院が法曹養成の中核的役割を担うことは変わらず、法科大学院の存在意義は引き続き重要であると認識していま

す。

(更に予備試験との関係を問われた場合)

5. 予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであり、そのような制度趣旨を踏まえれば、制度自体の必要性はあると認識している。

6. 文部科学省としては、今回の法科大学院改革をしっかりと進めることが最優先であり、予備試験については、法科大学院改革の実施状況等を踏まえ、法務省において必要な検討が行われるものと考えている。

担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
中川 正春氏（立憲）

問8 法科大学院への加算プログラムの評価の基準は司法試験の合格率等であり、予備校への評価基準のように見えてしまう。法科大学院を予備校化しようとしているのか。（議員は、予備校化するのであれば、その方向性を明確にすべきとの認識。）

（答）

1. 文部科学省では、平成27年度予算から「公的支援見直し強化・加算プログラム」を実施し、法科大学院に対する国立大学法人運営費交付金や私学助成のメリハリある予算配分を通じて、各法科大学院における自主的な組織見直しや、教育の質の向上のための取組を促進しております。
2. 本プログラムにおいては、司法試験の合格率等客観的な指標により基礎額を決定し、さらに、各法科大学院から提案された今後5年間の機能強化構想とそれを実現するための取組を外部の有識者から構成される審査委員会において評価し、加算額を設定しており、法科大学院の特色を適切に評価していく仕組みになっており、法科大学院を予備校化するものではありません。
3. また、法科大学院は法曹養成に特化した大学であり、司法試験に合格できるような充実した教育を行うことが重要な役割であることから、客観的指標の一つとして司法試験の合格率を活用することは、妥当であると考えております。

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定1 これまでの法科大学院の改善・充実策への評価如何。

（答）

1. 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、時間的・経済的負担の軽減や教育の質の向上のための方策として、先導的な取組の支援等を行うこととされたところです。
2. 文部科学省では、学部早期卒業・飛び入学の推進や、リカレント教育・未修者教育の充実等を推進すべく、これらの取組を進める大学に対して、法科大学院間でのメリハリある予算配分の中で支援を行ってきたところです。
3. さらに、平成30年3月に中央教育審議会法科大学院等特別委員会で取りまとめられた、更なる抜本的な改革の基本的な方向性を踏まえ、法科大学院教育の充実等のため、今国会に法案を提出させていただきました。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定2 政府案の目的の本音は、法科大学院の生き残りのため、学生を取り戻すことではないかと懸念するが、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の改革案は、
①法科大学院教育の充実、
②3プラス2の制度化と在学中受験の導入による時間的・経済的負担の軽減、
③法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度を実現
を可能とするものです。
2. これらにより、法科大学院への信頼が回復し、一人でも多くの有為な若者が法曹を目指すことにつなげることを目的としており、議員ご指摘のような、法科大学院の生き残りを目的として行うものではありません。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定3 優れた法科大学院志願者をどのくらい呼び戻すことができると想定しているのか。

（答）

1. 今回の改正案においては、学部の早期卒業を前提として法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）を制度化することにより、法科大学院志願者減の要因となっている時間的・経済的負担の軽減を図ることとしております。
2. 中央教育審議会での審議状況を踏まえて、昨年12月に、文部科学省において、法学部を有する72大学においては行った調査（※）においては、44大学が法曹養成基礎課程（法曹コース）の開設予定と回答があったところであり、優れた法科大学院志願者を呼び戻すことに効果があると認識しておりますが、具体的な数字を現時点でお示しすることは困難です。

（※ 法科大学院を設置し、又は設置していた74大学のうち法学部を有する72校が対象。）

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定4 法科大学院が志願者激減の引き金になって
いるとの指摘について、大臣の見解如何。

（答）

1. 法科大学院については、修了者の司法試験合格率の低迷といった要因により、志願者や入学者が減少しているところ、合格率が低迷している理由の一つとして、法科大学院制度創設時において、入学定員の総数の上限を定めずに設置基準を満たしたものを一律に認可し、過大な定員規模となつたことが挙げられると認識しています。
2. こうした状況を改善し、一人でも多くの有為な若者が安心して法科大学院に進学し、自信を持って法曹を目指すことができるようにするためには、教育の更なる充実と厳格な成績評価・修了認定を当然の前提として、法科大学院の課程を修了すれば司法試験に合格することができるという予測可能性を高め、維持することが必要であると考えます。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定5 特に裁判官や検察官の志願者確保の難しい理由とその対応策について、大臣の見解如何。
(同旨 法務省)

(答)

1. 検察官については、必ずしも採用確保が困難な状況にはないが、裁判官については、最高裁判所において、近年、その採用確保が厳しい状況にあるように承知しています。
2. その原因として、渉外事務所等を中心とする法律事務所の大規模化、それに伴う弁護士の採用増を理由とする採用における競合の激化などがあると聞いております。
また、裁判官の場合、全国に均質な司法サービスを提供するなどのため全国的な異動が不可避であることなども考えられます。
3. 対応策として、最高裁判所においては、司法修習生に対して、裁判官の職業としての魅力を伝えるとともに、裁判官の異動の実情等について、正確な情報を伝えるよう努めるなど、必要な取組を進めておられるものと承知しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定6 法学部自体の志願者が減っている点への対応、「法科大学院の設置基準等について（答申）」（平成14年8月5日中央教育審議会）に示されている多様な教育プログラムの進捗状況如何。

（答）

1. 法学部については、入学者の大学全体に占める割合が減少傾向にあり、卒業生の進路の多様性を踏まえつつ、その役割や育成すべき人材像と教育の在り方について丁寧に検討を行い、一層の改善を図る必要があります。
2. 平成29年度に文部科学省が行った調査によれば、法学部においては、学生の法曹、公務員、企業、ジャーナリスト、NPO職員などの進路希望等に応じ、コースを置いているものや、履修モデルを示しているものが合わせて7割を超えており、各大学が創意工夫しながら、多様な教育プログラムを提供していると理解しております。
3. その中で、大学の自主的な取組により、法科大学院との連携により、法学部における法曹志望用のプログラムとして、平成30年度の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」で採択されたものも19大学に達しております。
4. 引き続き、各法学部においては、規模や学生の進路希望を踏まえて、教育の一層の工夫・改善を図っていただきたいと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定7 教育の重点は法学部教育に移り、学部にも相当な影響が生じるとの懸念について、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の改正案に規定する法学部の法曹養成基礎課程
（法曹コース）においては、法科大学院既修者コースへの接続を前提として、3年間で、法律の基本科目について、法科大学院の未修1年次の内容を修得できるカリキュラムを編成することが求められます。
2. 法曹コースは、法科大学院を中心とするプロセス教育を下支えするものとして大学の判断の下で開設するものであり、法科大学院が引き続きプロセスとしての法曹養成制度の中核機関であることに変わりはありません。
3. 法曹コースの開設を検討している大学においては、法学部全体の在り方や果たしている役割を考えつつ、未来ある若者を受け入れる責任ある立場を認識し、法案が成立した際には、速やかに対応できるようしっかりと準備を進めていただく必要があり、文部科学省としても、大学に対して、法曹コースの趣旨等についてしっかりと周知してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定8 「在学中受験」は誰が決めたのか。
(同旨 法務省)

(答)

1. 文部科学省では、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、関係機関と連携しつつ、多数の有為な人材が法曹を志望することに向けた様々な取組を進めてきました。

そのような取組に関連し（注1）、司法試験制度については、昨年7月の与党文科・法務合同部会において、法曹志望者の経済的・時間的負担の更なる軽減を図るための方策として、法科大学院改革（注2）を前提として、法科大学院在学中受験の実現を含む司法試験制度の見直し（注3）を早期に行うべきとの指摘がされたところです。

(注1) 法曹養成制度改革推進会議決定に掲げられた検討課題には、司法試験受験資格の見直しは含まれていない。

(注2) 中教審法科大学院等特別委員会において、昨年3月、法学部に「法曹コース」の設置を奨励し、学部3年修了時に法科大学院に進学できる仕組みを明確化するなどの基本的な方向性が取りまとめられた。

これに沿って、文部科学省において、関係法令の改正も含めた具体的な検討が進められている。

(注3) 司法試験の受験資格は、現行司法試験法により、①法科大学院の課程を修了した者、又は、②司法試験予備試験に合格した者、とされてい る。

次頁あり

2. 法務省において、この点について、法科大学院在学中受験を認める必要性・合理性や、それを実現する場合の具体的制度の在り方等の様々な観点から、文部科学省と連携しつつ、鋭意検討を行い、法科大学院在学中受験の導入を含む今般の改正法案を立案し、政府として法案を閣議決定した上で、国会提出に至ったものです。

()
【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定9 未修者教育の充実に向けた環境整備について、大臣の見解如何。

（答）

1. 法科大学院において、未修者など多様な人材を法曹として養成するという役割は重要であると考えており、今回の改正案においては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法等について、未修者などに対する配慮義務を規定することとしています。

（参考）考えられる未修者への配慮の例

- ・各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- ・法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施

2. さらに、法改正と併せた改革として、

- ①未修者教育への支援を含むメリハリある予算配分（※1）
の継続や、
②「共通到達度確認試験（※2）」の本年度からの本格実施といった取組を推進するなど、未修者教育の充実に向けた環境整備に努めたいと考えております。

（※1）

国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金において、司法試験合格率や定員充足率等の客観的指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額算定率を設定するとともに、各法科大学院から提案された取組内容に応じて加算率を設定。

（※2）

各法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行うことができるよう、全法科大学院が共通の問題を用いて統一的に学生の到達度を確認するための試験。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定10 「在学中受験」は司法試験科目だけが法曹に必要、との実態に変わっていく可能性が極めて高いと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の改正案においては、在学中受験を念頭に置いた法科大学院教育の充実だけでなく、在学中受験の先も見通した教育の充実も規定しており、具体的には、「専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵(かん)養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養」を教育すべきこととしています。
2. 加えて、法科大学院の在学受験資格により司法試験を受験し合格した学生については、司法試験の合格に加えて法科大学院の修了を司法修習生の採用要件としてあります。
3. 法科大学院において、各学生が、
①法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力や、
②法律に関する実務の基礎的素養、
③国際的な分野など展開・先端的な多様な分野の学識等それぞれのニーズに応じて幅広い分野を学修する充実した機会が得られるよう、文部科学省としても各法科大学院を支援してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定11 法科大学院を修了せずに司法試験を受けられるとなると、法科大学院の教育が不要となるのではないかとの懸念について、大臣の見解如何。

（答）

1. 法科大学院は、「プロセス」としての法曹養成制度の中核として、質・量ともに豊かなプロフェッショナルとしての法曹の養成を目指して創設されたものです。
2. 法科大学院が、法曹として必要な理論と実務能力を培う場であることは、今回の改正案による在学中受験資格の導入後も何ら変わるものではありません。
3. 司法試験を受験する学生にとっては、
 - ・受験後に、より実務に即し自身の関心に沿った学修を行うことが可能となること
 - ・司法修習生は法科大学院修了が採用要件となることから、「プロセス」としての法曹養成制度の中核である法科大学院教育の理念に反するものではないです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定12 法科大学院の意義が活かされない状況を本法案による制度変更で起こしてしまう恐れを払拭する裏付け如何。

（答）

1. 今回の改正案においては、プロセスとしての法曹養成制度の理念は引き続き堅持しつつ、法科大学院教育の充実とともに、時間的・経済的負担の軽減を図るもので
- す。
2. また、法科大学院教育を所管する文部科学大臣と司法試験制度を所管する法務大臣が協議の上、入学定員を制度的に管理することで、法科大学院入学から司法試験合格までの予測可能性を担保することとしています。
3. これらにより、法科大学院への信頼が回復し、法曹志望者の増加につながると考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定13 法科大学院入学後の最初の1年間の学習
内容如何。

（答）

1. 今回の改正案において、大学の責務に係る規定の改正により、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定することとし、
 - ・司法試験で共通して問われる学識とその応用能力
 - ・司法試験の選択科目として問われる専門的な法律の分野に関する学識とその応用能力等のほか、司法試験の出題範囲・レベルにとらわれない、将来の法曹としての実務を見据えて涵養すべき学識等を規定しています。
2. 法科大学院入学後の最初の1年間（未修1年次）は、司法試験で共通して問われる法律基本科目の学識の修得を目指した内容を中心に各法科大学院において、入学者に求める能力に応じた教育が実施されることが想定されています。

（参考）

- ・法律基本科目：憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定14 翌年に司法試験受験を控える既修者1年次（法科大学院2年生）のカリキュラム如何。

（答）

1. 翌年に司法試験受験を控える既修者1年次（法科大学院2年生）は、司法試験で共通して問われる法律基本科目の学識の修得を前提に、
 - ・その応用能力や、
 - ・司法試験の選択科目として問われる専門的な法律の分野に関する学識とその応用能力修得を目指した内容を中心に各法科大学院において、学生の知識の定着度等に応じた教育が実施されることが想定されています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定15 未修者2年次（法科大学院2年生）のカリキュラム如何。

（答）

1. 未修者2年次（法科大学院2年生）は、既修者1年次（法科大学院2年生）と基本的には同じカリキュラムが実施されることが想定されています。
2. しかしながら、未修者コースの学生の中には在学中受験を希望しない学生もいることから、各法科大学院には、学生が希望する受験時期に配慮したカリキュラム編成をお願いしたいと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定16 学生に司法試験合格後の授業料を支払わせる意味について、大臣の見解如何。

（答）

1. 法科大学院においては、法曹として必要な学識やその応用能力、実務の基礎的素養や弁論能力等がしっかりと涵養されることが重要であり、文部科学省としては、在学中試験の前後に関わらず、各法科大学院において授業料に見合った充実した教育を学生に提供することが求められるものと理解しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定17 法曹養成連携協定の締結や連携法曹基礎課程の設置の奨励について、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の改正案における連携法曹基礎課程（法曹コース）の制度化は、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する学生が、法学部在学段階から、幅広い学修を行いつつ、法科大学院と一貫した教育を受けることとするものです。
2. これにより、例えば、法科大学院を有しない地方大学と法科大学院の連携も可能となっており、学部在学中から法曹を目指す若者のニーズに幅広く応えることができる制度であると認識しております。文部科学省としては、法曹コースのためのガイドラインの策定等を通じて、各大学・大学院における法曹コースの設置を奨励してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定18 法科大学院と法学部が一体となった法学教育への国の支援、特に財政的支援について、大臣の見解如何。

（答）

1. 文部科学省では、平成27年度予算から「公的支援見直し強化・加算プログラム」を実施し、法科大学院に対する国立大学法人運営費交付金や私学助成のメリハリある予算配分を通じて、法学部との連携も含め各法科大学院における教育の質の向上のための取組を促進しております。
2. 本プログラムについては、本法案の御審議等も踏まえつつ必要な見直しを行いつつ、法学部との連携をも含め法科大学院教育の更なる充実、改善を促すため、継続してまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定19 最近の入学者選抜の不適切事例を踏まえ、特別枠を設ける場合の、公平性の確保や大学自治への配慮を念頭に、国がガイドライン等を示す必要性について、大臣の見解如何。

（答）

1. 大学院の入学者選抜については、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うべきものであり、今回の改正案でも、制度化する連携法曹基礎課程からの学生の入学者選抜に関して「入学者の適性の適格な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること」と規定しています。
2. この規定を踏まえ、入学者選抜の公平性の確保も含めた、連携法曹基礎課程のためのガイドラインを、法案成立後に策定し、各大学の適切な対応を促してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定20 大学が連携法曹基礎課程の設置に伴う大学の早期卒業制度の導入を行うにあたり、法科大学院への進学を早期卒業の要件とすることについて、大臣の見解如何。

（答）

1. 一般的に、早期卒業制度は、3年等で卒業に必要な単位を各大学が定める優秀な成績で修めることができ、かつ、本人が希望する場合に大学の判断で適用されるものであることから、卒業後の進路は早期卒業の条件となりえないものと考えております。
2. 今回の改正案による法曹コースから連携先の法科大学院への進学、すなわち3プラス2の場合、早期卒業の活用を念頭に置いており、法学部と法科大学院との連携協定の認定基準の中でも、文部科学省令において、早期卒業に関する規定を設けることを予定していますが、法曹コースを卒業する学生が必ず法科大学院へ進学するという制度設計にはなっておりません。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定21 入学定員総数の上限を定める意義について、大臣の見解如何。

（答）

1. 法科大学院については、修了者の司法試験合格率の低迷といった要因により、志願者や入学者の減少が続いていますが、その理由の一つとして、法科大学院制度創設時において、入学定員の総数の上限を定めずに設置基準を満たしたものを一律に認可し、過大な定員規模となつたことが挙げられると認識しております。
2. そのため、今回の改正案においては、法科大学院の入学定員の総数について、法科大学院制度を所管する文部科学大臣と司法試験制度を所管する法務大臣が協議の上、一定の上限（現状の2,300人程度）を設定して制度的に管理し、法科大学院入学から司法試験合格までの予測可能性を担保することとしております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定22 社会の法曹ニーズに見合う人数如何。

（答）

1. 法科大学院の入学定員の総数を現状の2,300人程度を上限に設定することとし、当面これを上限に法科大学院教育の改善・充実に取り組んでまいりたいと考えています。
2. 今後、法科大学院教育を所管する文部科学大臣と司法試験制度を所管する法務大臣が協議の上、入学定員を制度的に管理することとし、法曹需要や社会状況、求められる法曹の質といった観点から、適宜、必要な見直しを行ってまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定23 大学院への飛び入学の要件の拡充の影響
如何。

（答）

1. 今回の学校教育法改正案により、大学院への飛び入学の可否を判断するに当たり、学部成績に加えて、法科大学院における既修者認定試験を活用することを想定しています。
2. 法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）を推進することにより、法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減に資することができます。
3. これにより、例えば、法曹コースを設置していない地方大学の法学部の学生が、既修者認定試験の結果も活用して法科大学院に進学するといったケースも期待されます。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定24 法科大学院在学中における司法試験の受
験資格の付与について、大臣の見解如何。
(同旨 法務省)

(答)

1. 現行司法試験法では、司法試験を受験することができる者として、①法科大学院を修了した者、②予備試験に合格した者の2種類が司法試験受験資格として定められているところです。
2. 本法案においては、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しい一定のレベルの者が養成されることを前提に、更なる時間的・経済的負担の軽減を図るため、法科大学院課程の修了を待たずして早期の司法試験受験を可能とする法科大学院在学中受験資格を、新たな司法試験受験資格として認めるものです。

これにより、現行では法科大学院修了後に司法試験を受験し、合格した場合でも、司法修習開始まで約8か月間の無職の空白期間（ギャップターム）が生ずるが、この期間が短縮又は解消されることになります。

次頁あり

3. 新たに認める在学中受験資格を取得するためには、

- 法科大学院在学中の者であって、
- 所定科目単位を修得し、かつ、一年以内に法科大学院課程の修了見込みがあることにつき、当該大学の学長の認定を受けること

を必要としており、今回の法案が成立した場合に今後見直しが行われる新たな法科大学院教育課程に沿って着実に学修した者であれば、通常、法科大学院最終年次に受験資格を取得することができるものと想定しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定25 司法試験に合格した後にやむを得ない理由で法科大学院を修了できなかった場合に、不当に不利益をこうむることについて、大臣の見解如何。

（答）

1. 現行の裁判所法上、司法修習生は、「法科大学院課程を修了した者又はこれと同等の学識等を有することを判定する予備試験に合格した者であって、かつ、司法試験に合格した者」の中から採用することとされています。

今般の法案により新たに導入する在学中受験資格により司法試験を受験し、合格した者についても、（先ほど述べた）法科大学院課程修了後の司法試験合格者等と同様の能力及び資質を備えていることを確保する観点から、司法修習生として採用されるための要件として、法科大学院課程の修了を要件としているところです。

次頁あり

2. そうすると、在学中受験資格により司法試験を受験し、合格した者については、その後、法科大学院課程を修了しなければ、司法修習生として採用されないこととなります。

これは、①（先ほど申し上げた）法科大学院課程修了資格により司法試験を受験・合格した者との均衡という観点からも、②法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度を適切に機能させるという観点からも、必要な制度設計であると考えております。

(なお、在学中受験資格で司法試験を受験し、合格した後に、やむを得ない事情により、法科大学院をその年度に修了することができなかつたとしても、留年等により、翌年度以降に当該法科大学院の課程を修了することによって、司法修習生として採用されることは可能です（注）。したがって、在学中受験資格で司法試験を受験し合格した者にとって、過度に酷な結果になるものではないと理解しています。)

(注) 在学中受験資格により司法試験を受験・合格した者であっても、その後に法科大学院課程を修了せずに中退等した者については、プロセスとしての法曹養成課程を経ていないから、司法修習生となることができないとしてもやむを得ないと考えられる。

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定26 予備試験を「国家的模擬試験」のように受験している実情如何。
(同旨 法務省)

(答)

1. 直近の平成30年の司法試験予備試験の受験状況によると、

- ・予備試験受験者 11,136人のうち、
予備試験出願時、すなわち、予備試験受験の前年度時
点での自己申告に基づく属性として、
- ・学生が、3,167人

(受験生に占める割合・28.4%)

- ・法科大学院生が、1,298人

(受験生に占める割合・11.7%)

となっている。

したがって、予備試験受験者のうち、出願時の属性と
して、大学生又は法科大学院生である者が合計で約4割
となっています。

次頁あり

2. 大学生又は法科大学院生である者が予備試験を受験している動機や目的は必ずしも明らかではないが、法務省
が平成28年に司法修習生を対象として実施した予備試験に関するアンケート調査では、予備試験を受験した理由として、「自分に適性があるか見極めたり、実力を試したり、司法試験の雰囲気を掴むために有効であると考えたから」との回答を選択した者が多数に及んでおり、

(御指摘のように) 実力を試すために予備試験を受験している者が少なからずいると推察されます。(もっとも、そのような目的で予備試験を受験すること自体は、何ら制限されておらず、それをもって直ちに不適当ということはできないと考えています。)

3. このような予備試験制度の現状については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定においては、その受験者の半数近くを法科大学院や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘がされているところです。

文部科学省としては、まずは今般の法科大学院改革をしっかりと進めることが最優先と考えており、予備試験については、法務省において、かかる改革の実施状況等を踏まえ、必要な検討を行ってまいりたいと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定27 予備試験からの合格者増の要因如何。
(同旨 法務省)

(答)

1. (委員御指摘のとおり、) 予備試験合格資格による司法試験合格者が増えているが（注1）、司法試験の合格者については、実際の試験結果に基づき、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかという観点から、司法試験委員の合議により適正に判定され、これに基づき司法試験委員会において適切に決定されるものと承知しています。

したがって、御指摘の点も、あくまで、実際の試験結果に基づく司法試験委員会の決定によるものです。

2. もっとも、近年の司法試験等に関する客観的な状況として、

- 予備試験の合格者数が、全体として増加していること（注2）
- 予備試験合格資格による司法試験受験者の合格率が、法科大学院修了資格による受験者の合格率よりも高いこと（注3）

が見受けられ、これが予備試験合格資格による司法試験合格者数の増加に結び付いていると見られるところです。

次頁あり

(注1) 予備試験合格資格による司法試験合格者の推移

平成24年 58人
平成25年 120人
平成26年 163人
平成27年 186人
平成28年 235人
平成29年 290人
平成30年 336人

(注2) 予備試験合格者数の推移

(平成23年 116人
平成24年 219人
平成25年 351人
平成26年 356人
平成27年 394人
平成28年 405人
平成29年 444人
平成30年 433人

(注3) 予備試験合格資格受験者と法科大学院修了資格受験者との合格率の比較

(予備試験合格資格 法科大学院修了資格

平成24年	68.24%	24.62%
平成25年	71.86%	25.77%
平成26年	66.80%	21.19%
平成27年	61.79%	21.57%
平成28年	61.52%	20.68%
平成29年	72.50%	22.51%
平成30年	77.60%	24.75%

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定28 予備試験経由の法曹の評価如何。
(同旨 法務省)

(答)

1. (予備試験合格資格により司法試験を受験・合格した者の法曹としての資質・能力等について、様々な見方があることは承知していますが、) 文部科学省としては、司法試験に合格し、さらに司法修習を経て法曹資格を取得した者については、予備試験合格資格により司法試験を受験・合格したか、法科大学院修了資格により司法試験を受験・合格したかを問わず、法曹として備えるべき能力を身に附けているものと考えています。
2. 法曹としての能力は、個々人の能力や資質のほか、業務形態や専門分野、実績、自己研鑽の努力等によって評価されるべきものであり、予備試験合格資格により司法試験を受験・合格した場合と、法科大学院修了資格により司法試験を受験・合格した場合とで、法曹としての能力や有り様を、総体として比較評価することは困難であると考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

城井 崇氏（国民）

問想定29 予備試験の必要性について、大臣の見解如何。（同旨 法務省）

（答）

1. 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定で述べられているとおり、予備試験制度は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものと位置付けられており、現在においても、そのような法曹資格取得のための途を確保する必要があり、予備試験制度は必要であると考えています。
2. もっとも、予備試験制度については、推進会議決定においては、その受験者の半数近くを法科大学院や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘もされているところです。
3. 文部科学省としては、まずは今般の法科大学院改革をしっかりと進めることが最優先と考えており、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、法務省において必要な検討が行われるものと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定30 司法試験が屋上屋を重ねる形になつていることによる、予備試験受験生の負担について、大臣の見解如何。（同旨 法務省）

（答）

1. 予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するものです。

したがって、予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院の課程を修了したものと同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的として実施され、法科大学院課程修了者との同等性を確認する試験であると認識しております。

2. 他方で、司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となるうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とするものです。

したがって、予備試験と司法試験は、その目的や位置付けを異にするものであり、予備試験を経由した者については、予備試験を通じて法科大学院修了者との同等性を確認された後に、司法試験を受験することは当然に予定されていると考えています。（したがって、予備試験と司法試験が屋上屋を重ねるという批判は当たらないものと理解しています。）

次頁あり

3. 仮に、法曹になろうとする者に、何らの条件や制約を付すことなく、広く司法試験の受験資格を認めるとすると、それは法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成を見直すものであり、司法試験による「点」の選抜を実施しようとするものにほかならないことから、そのような制度見直しは相当でないと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定31 法科大学院在籍者でありながらプロセス
による法曹養成をくぐらない学生の人数如何。
(同旨 法務省)

(答)

1. 法務省によれば、平成30年の司法試験最終合格者
1,525人のうち、予備試験合格資格による者が336
人と承知しております。このうち、司法試験の出願時である前年度の属性として、法科大学院在学中の者が106人、そのうち法科大学院2年次在学中の者が97人であった承知しております。

(参考) 平成29年度法科大学院退学者338名のうち、司法試験合格者は50名。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定32 予備試験に合格し、司法試験にも受験した者の人数と今後の政府の対応について、大臣の見解如何。（同旨 法務省）

（答）

1. 法務省によれば、予備試験合格資格で司法試験を受験した者の数は、平成24年が85人、平成27年が301人、平成30年が433人であったと承知しています。
2. 予備試験制度の在り方については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、予備試験については、その受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘がされています。
3. 文部科学省としては、まずは今般の法科大学院改革をしつかり進めることが最優先であると考えており、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、法務省において必要な検討が行われるものと承知しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定33 入学者の多様性の確保のための、配慮義務の具体的な内容如何。

（答）

1. 今回の改正等においては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法等について、未修者や社会人に対する配慮義務を規定することとしているところです。
2. 具体的には、例えば、
 - ・未修者への配慮としては、特定分野からの枠の設定
 - ・社会人への配慮としては、試験の休日実施や社会人経験の評価等が考えられます。

（参考）考えられる未修者への配慮の例

- ・各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- ・法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施

考えられる社会人への配慮の例

- ・入学者選抜の複数回実施
- ・就業者に配慮した入学者選抜の日時の工夫（試験の休日実施 等）
- ・遠隔地の就業者に配慮した面接方法の工夫（Skypeによる面接の実施等）
- ・各法科大学院の養成したい法曹像に応じた、社会人経験の評価

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定34 例えばICT活用による教育は想定されているか。

（答）

1. 法科大学院についても、ICT活用による教育は制度上可能となっており、現在でも、法科大学院の中には、社会人を対象としてICTを活用した教育を行っているところがあります。
2. 文部科学省では、平成29年2月に、ICTの活用に關し、専門職大学院設置基準等との適合について解釈を明確化したところであり、予算のメリハリある配分を通じて、各大学の自主的な取組を支援してまいります。

（注）ICTを活用した法科大学院における教育例

（例1）

社会人を対象に夜間、土曜日に授業を開設している筑波大学の法科大学院においては、タブレット等の携帯可能な機器を用いて、教室以外において、一定程度授業を受講する形態を認めています。

（例2）

千葉大学と金沢大学の連携において、共同開講科目の開設や各大学が強みをする科目をライブ・オンデマンド配信により提供しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定35 法科大学院生が活用している経済的支援の6割を占める、各大学独自の制度に対する国立大学運営費交付金や私学助成での補助について、今後の取り扱い如何。

（答）

1. 最新の実績値である平成29年度のデータでは、法科大学院在籍者4,755人のうち、48.5%に当たる2,305人が、大学が独自に実施する給付型奨学金や授業料減免、または日本学生支援機構の貸与型奨学金などの経済的支援を受けております。
2. 御指摘の運営費交付金や私学助成金については、現在も財源として活用されているものと承知しておりますが、本年夏ごろまでを目途に、必要な検討を行ったうえで、適切に対応してまいりたいと考えております。

（参考）平成30年度入学者選抜を実施した法科大学院の授業料（年額）の平均額

国立大学 80.4万円、私立大学 97.6万円

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

対大臣

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定36 国民民主党提出の対案に対する、政府の
考え方如何。
(同旨 法務省)

（答）

1. 21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹を輩出するためには、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度が必要であるとの認識のもと、法科大学院の修了等を司法試験の受験資格とする現行制度が創設されたところであり、この認識は現在も変わりません。
2. 対案は、法科大学院の修了を司法試験の受験資格としないこととしており、法学教育・司法試験・司法修習の有機的な連携の下で多様な人材を法曹として養成するというプロセス養成の趣旨が維持できないと考えます。
3. なお、司法制度改革審議会意見書では、「点」のみの選抜である旧司法試験について、受験者の受験技術優先の傾向が顕著といった指摘がなされ、
 - ・司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するためには、プロセスとしての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠とされています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
城井 崇氏（国民）

問想定37 法科大学院でリカレント教育を積極的に
行っていくことについて、大臣の見解如何。

（答）

1. 各法科大学院が、それぞれの特色を生かして、リカレント教育を含む多様な教育を行い、有為な人材を育成・輩出することも重要であり、メリハリある予算配分などを通じて、こうした取組を支援してまいります。
2. 具体的には、例えば、
 - ・慶應大学においては、グローバル企業・国際機関のリーガル・スタッフ等の養成を目的とした専攻の設置
 - ・早稲田大学においては、公益活動の担い手や社会的企業家の育成を目指すコースの設置等の取組があると承知しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■